様式第5号(第7条関係)

年　　月　　日

　福井県知事　様

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

定款変更認証申請書

　下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1　変更の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変更後 | 変更前 |
| 　 | 　 |

2　変更の理由

(備考)

(1)　1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載してください。

(2)　当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(法第25条第4項)［1部］、変更後の定款(法第25条第4項)［2部］ならびに当該定款の変更の日の属する事業年度および翌事業年度の事業計画書および活動予算書(当該定款の変更が法第11条第1項第3号または第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限ります。)(法第25条第4項)［2部］を添付してください。

(3)　所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、(2)に掲げる書類のほか以下の書類を添付してください。

　　①　役員名簿(役員の氏名および住所または居所ならびに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいいます。)(法第26条第2項)［2部］

　　②　法第2条第2項第2号および法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(法第26条第2項)［1部］

　　③　直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書および法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書および法第35条第1項の財産目録)(法第26条第2項)［2部］

(4)　法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、(2)および(3)に掲げる書類のほか、以下の書類を添付してください。

　　①　法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し(特例認定特定非営利活動法人は除きます。)、同項第2号に規定する認定または特例認定の基準に適合する旨を説明する書類、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写しおよび法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し

　　②　認定または特例認定の通知書の写し

　　③　所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し

　　　イ　前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程

　　　ロ　前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項および以下に掲げる書類

　　　　　(イ)　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

　　　　　(ロ)　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

　　　　　　　(ア)　収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

　　　　　　　(イ)　役員等との取引

　　　　　(ハ)　寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者もしくは3親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限ります。)の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日

　　　　　(ニ)　役員等に対する報酬または給与の状況

　　　　　　　(ア)　役員等に対する報酬または給与の支給の状況((イ)に係る部分を除きます。）

　　　　　　　(イ)　給与を得た職員の総数および当該職員に対する給与の総額に関する事項

　　　　　(ホ)　支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日

　　　　　(ヘ)　海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および使途ならびにその実施日

　　　ハ　法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除きます。)、第4号イおよびロ、第5号ならびに第7号に掲げる基準に適合している旨ならびに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

　　④　所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

(5)　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。